

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年墨田区条例第4号）に給与支給規定を設けることに伴い、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

いかなる給与も支給しない職員の中から、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例により派遣される職員を除く旨規定する。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。